

富士見市介護保険事業推進委員会の所掌事項について

1 目的

富士見市介護保険事業推進委員会は、介護保険事業を円滑に推進するため、条例に基づき設置される地方自治法上の附属機関です。(推進委員会条例第1条)

市町村により名称が異なることがあります(介護保険運営協議会など)。

2 所掌事項

介護保険事業推進委員会では、法律や条例等の規定に基づき、あらかじめ定められた事項について審議します。

(1) 高齢者保健福祉計画の策定又は変更に関すること

○市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。(法第117条第12項)

(2) 高齢者保健福祉計画の進行管理及び評価に関すること

評価の実施に当たっては、関係者間での議論が重要であることから、各市町村で開催している介護保険運営協議会や地域包括支援センター運営協議会等において議論すること(地域支援事業実施要綱)

(3) 地域包括支援センターの設置、評価その他運営に関すること

○地域包括支援センターは、富士見市介護保険事業推進委員会(中略)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。(包括条例第2条第2項)

⇒富士見市介護保険事業推進委員会は、地域包括支援センター運営協議会(省令第140条の66第1項第1号ロ(2)に規定)としての役割も兼ねます

○市町村は、包括的支援事業(中略)の全てにつき一括して委託する場合には、当該包括的支援事業を委託する者に対し、次の各号に掲げる内容を勘案して、包括的支援事業の実施の方針を示すものとする。

(9) その他地域の実情に応じて地域包括支援センター運営協議会が必要であると判断した方針(省令第140条の67の2)

○地域包括支援センター(中略)が総合相談支援事業の一部を、(中略)委託しようとするときは、(中略)地域包括支援センター運営協議会の意見を聴いた上で、市町村長に届け出なければならない。(省令第140条の68の3)

(4) 地域密着型サービス等の指定基準又は介護報酬の設定その他運営に関すること

○市町村は、(中略)地域密着型介護(介護予防)サービス費の額を定めようとするときは、(中略)被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。(法第42条の2第5項、第54条の2第5項)

○市町村長は、(中略)指定を行おうとするとき、又は(中略)指定をしないこ

ととするときは、(中略) 被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(法第78条の2第7項)

- 市町村は、(中略) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、(中略) 被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。(法第78条の4第6項)

(5) その他介護保険事業の推進及び運営に関し必要と認める事項

- 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、(中略) 指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、富士見市介護保険事業推進委員会(中略)の議を経なければならないこと。(予防条例第14条)
- 市長は、(中略) 支援体制の構築に向けて、次に掲げる事項を検討するため、(中略) 富士見市介護保険事業推進委員会に諮るものとする。
 - (1) 支援チームの活動状況に関すること。
 - (2) 支援チームと医療関係者等との連携に関すること。
 - (3) その他支援チームの活動に関し必要と認める事項。(認知要綱第6条)

※この資料における用語の意義は以下のとおりです。

法：介護保険法（平成9年法律第123号）

省令：介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

推進委員会条例：富士見市介護保険事業推進委員会条例（平成25年条例第24号）

包括条例：富士見市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例（平成27年条例第18号）

予防条例：富士見市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第17号）

認知要綱：富士見市認知症総合支援事業実施要綱（平成28年告示第765号）